



2023年8月9日

各 位

会社名 鹿島建設株式会社
代表者 代表取締役社長 天野 裕正
(コード番号 1812 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 人事部長 甘利 泰生
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて、本日、取締役会で決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

| | |
|------------------|--|
| (1) 処分期日 | 2023年9月1日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 2,303,000株 (うち、役員向け株式交付信託 756,000株、 従業員向け株式交付信託 1,547,000株) |
| (3) 処分価額 | 1株につき2,191円 |
| (4) 処分総額 | 5,045,873,000円 |
| (5) 処分予定先 | 三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口)) |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同様。）及び執行役員、並びに一定の職務等級以上の従業員（以下総称して「役員及び従業員」という。）に対し、当社の取締役及び執行役員を対象とする信託を用いた業績連動型株式報酬制度（当該制度導入のために設定される信託を「役員向け株式交付信託」という。）及び当社の従業員を対象とする信託を用いた従業員向けインセンティブ・プラン（当該プラン導入のために設定される信託を「従業員向け株式交付信託」という。）を導入することといたしました。なお、当社の取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入については、2023年6月28日開催の第126期定時株主総会において承認されております。

業績連動型株式報酬制度の概要につきましては、2023年5月15日付適時開示「役員に対する業績連動型株式報酬制度（RS信託）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、役員に対する業績連動型株式報酬制度及び従業員向けインセンティブ・プラン（以下総称して「本制度」という。）導入のために設定される信託（以下「本信託」という。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量（2,303,000株、議決権個数23,030個）につきましては、本制度の導入に際し当社が制定した株式交付規程に基づき、信託期間中の役員及び従業員の役職位及び構成推移等を勘案のうえ、役員及び従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2023年3月31日現在の発行済株式総数528,656,011株に対し、0.44%（2023年3月31日現在の総議決権個数4,864,821個に対する割合0.47%。いずれも、小数点以下第三位を四捨五入。）となります。

当社は、本制度は当社の中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）役員向け株式交付信託に係る信託契約の概要

| | |
|-------|--|
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行） |
| 受益者 | 当社の取締役及び執行役員のうち受益者要件を満たす者 |
| 信託管理人 | 当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定 |
| 議決権行使 | 信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません |
| 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 信託契約日 | 2023年9月1日 |
| 信託の期間 | 2023年9月1日～2026年8月末日（予定） |
| 信託の目的 | 株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること |

（ご参考）従業員向け株式交付信託に係る信託契約の概要

| | |
|-------|--|
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行） |
| 受益者 | 当社の従業員のうち受益者要件を満たす者 |
| 信託管理人 | 当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定 |
| 議決権行使 | 信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません |
| 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 信託契約日 | 2023年9月1日 |
| 信託の期間 | 2023年9月1日～2026年8月末日（予定） |
| 信託の目的 | 株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること |

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年8月8日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,191円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、当社取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（2023年7月10日～2023年8月8日）の終値平均2,184円（円未満切捨て）からの乖離率が0.32%、直近3ヵ月間（2023年5月9日～2023年8月8日）の終値平均2,101円（円未満切捨て）からの乖離率が4.28%、あるいは直近6ヵ月間（2023年2月9日～2023年8月8日）の終値平均1,880円（円未満切捨て）からの乖離率が16.54%となっております（乖離率はいずれも小数点以下第三位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、監査役全員（5名。うち3名は社外監査役。）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること及び②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上